

## いじめ防止等対策の取り組みについて

舞鶴工業高等専門学校

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	実施した。	引き続き年度当初に周知を行う。	
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	実施した(長期休暇8月、3月除く)。	情報共有を行うため定期的実施又は協議する。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	高専機構 理事の鶴見氏による講演会を実施した。	引き続き教職員に対する研修会を企画し、実施する。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	HP等にて周知している。	引き続き周知する。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	HP等にて周知している。	引き続き周知する。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	実施した。	いじめ対策委員会においても報告するよう依頼する。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	高専機構 理事の鶴見氏による講演会を通じて周知し、欠席していた教職員についても資料を共有した。	教職員に対する研修会を通じ「重大事態」についても周知する。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	いじめ対策委員会で共有している。	対応記録等については、共有できるようにしている。	
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	反映している。	年度当初に昨年度の実績を踏まえ、見直しを行っている。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	実施した。	引き続き実施する。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	可能な範囲で共有している。	引き続き実施する。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	実施している。	引き続き実施する。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	実施している。	引き続き実施する。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	実施している。	引き続き実施する。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HP等にて周知している。	引き続き実施する。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	実施している。	引き続き実施する。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	実施している。	外部評価委員会と連携・協力体制を築いている。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	できています。	引き続き連携体制をとる。	